

また、道路整備については、総額 157 億 3,800 万円 で生活関連道路から高速道路の整備までを行なうこととしました。

これらのほか、新たな施設として第二児童相談所建設、地区センター建設、老人医療施設建設、特別養護老人ホーム建設、市民野外活動センター建設、肢体不自由児養護学校建設等を行なうほか、財源難にもかかわらず、市民要望の強い施設については積極的に計上を図りました。公債費につきましては市債発行額の増加に伴って、対前年度比34.2%増となりましたが市債発行の一つの標準としての公債費比率<標準財政規模に対する公債費の割合>においては9.1%であり、自治省における発行制限20%に比べ、相当の余力を残しているといえます。

次に繰出金ですが、繰出金も対前年度比29.6%と一般会計の伸び率20.8%を、大幅に上廻っています。

これは本市の重点事業である下水道整備のための繰出金73億2,000万円、六大事業の一つである地下鉄建設のための繰出金28億2,000万円が主なるもので、このほか横浜市立大学費合計、国民健康保険事業費合計、交通事業合計等にも繰出しています。

以上紙数の関係もありほんの主要事業についてのみ述べましたが、詳細は、広報よこはま予算特集号、予算概要等を参照していただきたいと思えます。

### 3・おわりに

昭和47年度予算はすでに動き出している。財政環境が非常に悪い上に、すでに医療費改定による追加財政需要等が見込まれ、これに対する歳入の増加は、現時点においてはほとんど見込めません。したがって、予算執行方針における経常経費の10%節減等年度当初から厳しい姿勢でのぞまざるを得ませんが、財政状況の悪化を、市民サービスの

低下にむすびつけることは許されません。そこで内部的には事業の転換、経費の節減等全職員の予算執行に対する創意工夫を期待するとともに、国に対しては大都市財源の拡充を要望し、更に国庫補助制度に対しては超過負担の解消、法定補助率の確保、高率補助制度の実現等を強く要望していかねばならないと思います。

<財政局主査>

## その2 税源配分の現状と大都市税源の拡充について

### 岡部重之

#### 1——はじめに

本市の首都圏における地理的条件から、周辺部における宅地開発はめざましく、緑の山野をけずり谷を埋め、北側斜面もおかまいなしに、まさに、とどまるどころを知らぬ勢いで続いている。これら民間開発事業者による開発に伴って、上下水道、清掃、学校、保育所、道路等の生活環境施設の整備が緊急に必要となり、開発に伴う地価上昇による用地費の増とともに、大都市財政を圧迫する要因となっている。

しかし、このようにして生起する公共需要の充足のために、市税として市の財政に反映されるものは、どうであろうか。

まず、土地の分合筆、地目変換、所有権移転等の登記については、国税として、登録免許税がかかり、土地家屋の取得に対しては、県税として不動産取得税が、土地の譲渡による所得については、長期<3年以上保有>譲渡所得であれば、国税と

して所得税が、他の所得と分離して15%、県民税が1.6%、市民税が3.4%かかる。

また、開発事業者が法人であれば、国税として法人税が課税され、市民税として法人税額の9.1%が、県民税として法人税額の5.6%が、課税され、他に県税として、法人事業税が法人所得の12%課税される。

更に、これらの土地、家屋について固定資産税が

1.4%、都市計画税が0.2%課税される。

このように、一つの開発行為に起因して起る法人や個人の所得の発生、所有権の変動、登記を課税客体として、種々の税金が、国、県、市と課税団体を異にし、目まぐるしく課税されるが、現行の税制では、開発利益の大部分は、私経済によって吸収され、公経済への還元は、緩慢であり、その一部にすぎない。

表1 一、国、県、市を通ずる税源配分の現状<昭和45年度決算額>

区分	国税			道府県税			市町村税			計	
	税目	金額 億円	構成比 %	税目	金額 億円	構成比 %	税目	金額 億円	構成比 %	金額 億円	構成比 %
収得税	所得税	24,282	31.2	住民税	4,091	19.4	住民税	7,068	43.1	70,809	61.4
	法人税	25,671	33.0	事業税	9,697	45.9					
財産税	相続税	1,391	1.8	自動車税	1,714	8.1	固定資産税	5,767	35.2		
				その他	51	0.4	都市計画税	703	4.3	9,867	8.6
計		51,344	66.0	計	15,553	73.8	計	13,779	84.1	80,676	70.0
消費税	関税	3,815	4.9	県たばこ消費税	881	4.2	市たばこ消費税	1,549	9.4		
	酒税	6,136	7.9	娯楽施設利用税	285	1.3	電気ガス税	978	6.0		
	揮発油税	4,987	6.4	料理飲食等消費	1,233	5.8	その他	40	0.2	30,049	26.1
	物品税	3,395	4.4	軽油引取税	1,442	6.8					
	専売益金	2,744	3.5	その他	4	0.0					
	その他	2,560	3.3								
取引税	印紙収入	218.7	2.8	不動産取得税	949	4.5	釵産税	24	0.1	4,535	3.9
	その他	58.6	0.8	自動車取得税	764	3.6	木材引取税	25	0.2		
計		26,410	34.0	計	5,508	26.2	計	2,616	15.9	34,584	30.0
合 計		<67.5>	100.0		<18.3>			<14.2>		<100.0>	100.0
		77,754		21,111	100.0		16,395	100.0	115,260		

<注> 1. 国税は、大蔵省「財政金融統計月報」第236号により、地方税は、自治省「地方財政の状況」によった。

2. 合計欄のく>書は、国、県、市の税源配分比率である。

国・県・市を通ずる税源配分の現状<表1>をみると、わが国の税制は、直接税中心の税制をとっており、租税総額のうち国税として67.5%、道府県税として18.3%配分されており、市町村税としては、僅かに14.2%にすぎない。

現行の市町村税制は、農山村、漁村にいたるまで税源としてできるだけ普遍的に存在し、かつ安定的な税目ということで住民税と固定資産税を中心として構成され、これが全体の78%を占めており、消費税でこれを補完する形をとっている。

創設の当初普遍性が重視されたあまり、住民税、固定資産税の基幹税目の伸びが、景気や所得の動きに敏感に反応せず、伸張性に乏しいといえる。

<表2>

次に、国や地方団体によって徴収された租税が財政制度の仕組みを通してどのように流れ、租税の実質的配分はどのようになっているであろうか。国税として納められた税金の一部は、地方財政制度の仕組みを通じて地方団体に還元されることとされている。具体的には、まず、地方交付税として、国税である所得税、法人税、酒税の3税にリ

表2—国税・地方税の主要税目の伸び率比較

区 分	昭和30年度	昭和45年度	45/30	
国 税	所得税	億円 2,787	億円 24,282	倍 8.7
	法人税	1,921	25,671	13.4
	その他の税	4,661	27,801	6.0
	計	9,369	77,754	8.3
府 県 税	府県民税	237	4,091	17.3
	事業税	806	9,697	12.0
	その他の税	428	7,323	17.1
	計	1,471	21,111	14.4
市 町 村 税	市町村民税	740	7,068	9.1
	固定資産税	1,104	5,767	5.2
	その他の税	500	3,560	7.1
	計	2,344	16,395	7.0

ンクし、その32%を総額とし、税源の地域的偏在を調整し、ナショナルミニマムとしての行政水準を維持するためその財源を保障するために交付され、また、地方譲与税として、国税として徴収されるガソリン税の一部である地方道路税、自動車燃料としてのプロパンガスに対する石油ガス税、横浜港に入港した外航船舶に対する特別とん税並びに昨年12月から創設された自動車重量税が、それぞれ譲与税として譲与される。

更に、小中学校や道路、公営住宅の建設費、生活保護費、保健所運営費等に対し、行政目的別に用途を指定されたいわゆるひも付財源として、国庫支出金が交付される。

他方、国が国道や港湾施設の一部を直轄事業として直接実施した場合、地方から国に対し負担金を納付することとされている。これらを総合した租税の実質的配分は表3のとおり地方団体が66.1%となっている。

これを市域内の租税の実質的配分と対比してみると、市財政へ還元されるのは20%程度と極めて少ないのが現状である。

3—現行都市税制の問題点

1・市町村税への配分割合の低下

現行の市町村税制が、普遍性、安定性を重視された結果、伸張性の低い財産、保有関係の税金が41%を占め、経済成長に即応して伸張性の高い所得収益関係の税が43%を占めている。

これに対し、国税、府県税制が伸張率の高い所得・収益関係の税、消費流通関係の税を中心として、構成されており、国税は98%、府県税92%はを占めている。

財産・保有関係の税は、普遍的で、不況時にも強く安定性があるのは、46年度が、ドルショックによる景気停滞下にあっても、なお、市税が20%程

表3—租税の実質的配分<昭和45年度決算額>

<1> 全国

区分		金額	構成比	
租税総額		億円 115,260	% 100.0	
租税内訳	国税	77,754	67.5	
	地方税	道府県税	21,111	18.3
		市町村税	16,395	14.2
		計(A)	37,506	32.5
国から交付へ	地方交付税	17,982		
	地方譲与税	1,087		
	国庫支出金	20,930		
	計(B)	39,999		
地方から国への負担(C)		1,262		
地方への実質的配分 (A)+(B)-(C)		76,244	<66.1>	

<2> 市域内

区分		金額	構成比	
租税総額		億円 3,597	% 100.0	
租税内訳	国税	2,422	67.3	
	地方税	県税	674	18.7
		市税①	501	14.0
		計	1,175	32.7
国から市へ	地方交付税	104		
	地方譲与税	19		
	国庫支出金	106		
	県支出金	24		
	計②	253		
市から国への負担③		15		
市への実質的配分 ①+②-③		739	<20.5>	

表4—昭和45年度国税・地方税の構成比較

区分	国税		府県税		市町村税	
	構成比	伸張率	構成比	伸張率	構成比	伸張率
所得・収益関係の税	% 64.2	倍 10.6	% 65.3	倍 13.2	% 43.1	倍 9.3
財産・保有関係の税	1.8	14.5	8.5	16.7	41.0	6.1
消費・流通関係の税	34.0	5.8	26.2	17.2	15.9	6.0
計	100.0	8.3	100.0	14.4	100.0	7.0

<注>伸張率は、昭和30年度に対する昭和45年度の倍数である

表5—市町村税への配分割合の低下

区分	昭和30年度	昭和35年度	昭和40年度	昭和45年度
国税	% 71.1	% 70.8	% 67.9	% 67.6
府県税	11.1	13.7	16.2	18.3
市町村税	17.8	15.5	15.9	14.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

度の伸び率を確保することができたことでもわかるが、反面、経済の高度成長下においては、景気を敏感に反映できず、結果的に、市町村税の伸びが鈍化することとなり、このため租税総額に占める市町村税のシェアは、昭和30年度当時18%程度あったものが45年度決算では14.2%まで落ち込んだことをみても明らかである。

2・大都市の特殊財政需要に対する税制上の措置不足

昭和32年の地方自治法の改正により、特別市制が廃止され、これに代って、大都市のうち人口100万人以上<政令では50万人以上>の都市を指定都

市とし、府県の事務とされていた社会福祉関係事務、予防公衆衛生関係事務、都市計画関係事務等18項目の事務が指定都市に移譲されたが、見返りとなる税源配分措置はまったくとられなかった。加えて、個別法により国・県道の管理、宅地造成の規制等の事務が、また、都市圏の母都市としての試験研究施設、大学運営費など大都市としての特殊な財政需要が、存在するにもかかわらず、税源配分の点では、他の3,200余の市町村と原則的に変化のない市町村税制の中に組み込まれてしまっている。

他の都市に例をみないほどに急増する人口、これに対応して今後更に必要とされる生活環境施設に対する公共投資、人口・産業の集中によって生ずる市街地再開発、公害対策等の新しい都市問題等、動態的な大都市の財政需要と、静態的な大都市税制とのギャップは、今後ますます拡大する傾向にあり、今日の都市問題の解決を一層困難にしている。その解決のためには、増高する財政需要に即応する動態的な都市税源の拡充が必要である。

### 1・法人所得課税の拡充強化

租税総額の市町村に対するシェアが毎年度低下するのは、市町村の基幹的税目として、伸張性のない固定資産税が41%を占めていることの他に、伸張性が比較的高い法人所得課税の配分が低いことが大きな原因となっている。

市域内の法人所得課税の配分状況<表6>をみると、国が56%、県が37%に対し、本市は7%程度と極度に低い。集積の利益を求めて都市に集中する法人の企業活動を維持するためにも社会資本の整備は急務であり、都市的税目として、市町村税制に欠けている伸張性を強化するためにも、法人所得課税を拡充すべきである。

### 2・消費・流通課税の拡充

大都市税源の伸び悩むもう一つの理由として、更に、伸張率の高い消費・流通関係の税が、国税34%、府県税26%と多いにもかかわらず市町村税は16%弱と極めて低いことをあげることができる。本市が、指定都市として、特例事務を県に肩代りしている以上、これに対する特例税制として、また、都市の昼間流入人口に伴う動態的な財政需要に対処するためにも大都市に消費・流通課税を拡充する必要がある。

### 3・その他

以上従来からの本市並びに、指定都市の税源拡充の要望のほかに、政府の税制調査会の長期答申では事務所・事業所税、土地にかかる固定資産税の

表6—横浜市域内の法人所得課税の配分状況(45年度)

区分		決算額	配分比率
		百万円	%
国	法人税	61,464	56.1
県	法人事業税	34,983	32.0
	法人県民税	5,580	5.1
市	法人市民税	7,488	6.8
計		109,515	100.0

時価課税、都市計画税の拡充等が、問題提起の形で答申されているが、これらの問題について、具体的な方法が検討され、早期に実現されべきであると考えられる。

### 5—むすびにかえて

近年、全国に支店、工場を持つ大規模法人から、法人市民税、法人県民税を、従業員数で按分して申告納付する手間を省くため、法人税の附加税とする議論があるが、納税手続の簡素化、納税者の便宜の点からはもっとものようであるが、地方自治の財政的裏付けとして、自主財源中心の地方税制を、戦前の附加税中心の地方税制に引き戻す議論として注意しなければならない。

また、昨年来の景気の停滞による国税3税の伸び悩みと、所得税減税による地方交付税の減収にからんで、地方交付税の税率の引上げが地方制度調査会から答申されているが、交付税の財源調整機能からすると、本来税源が豊富であるべき都市、中でも指定都市が、地方交付税を交付されていることは、東京都を始め府県では、財源超過団体として交付税を交付されない都府県があることを考え合わせると、それは都市税源が絶対的に不足していることの証左にほかならない。

交付税制度が、法制度の持つ硬直性から、また、計算技術上も流動的な都市の新規財政需要を捉えることが難しいものである以上、住民自治、団体自治という地方自治の本旨からしても、あくまでも都市の自主財源拡充にむかって根強く運動を展開すべきであると思う。

<財政局管財部管財課長>